

指定給水装置工事業者指定更新時確認書

氏名又は名称

住所

代表者氏名



① 指定給水装置工事業者講習会（日本水道協会岡山県支部主催）の受講実績（公表：可・不可）

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。		
受講した	・	受講していない
（未受講の場合、その理由）※非公表		

② 指定給水装置工事業者の業務内容（公表：可・不可）

営業時間	: 開始	時	分	休業日	:	<input type="checkbox"/> 土曜	<input type="checkbox"/> 第1	<input type="checkbox"/> 第2	<input type="checkbox"/> 第3	<input type="checkbox"/> 第4	<input type="checkbox"/> 夏季	
						(該当部に☑)	<input type="checkbox"/> 日曜	<input type="checkbox"/> 第1	<input type="checkbox"/> 第2	<input type="checkbox"/> 第3	<input type="checkbox"/> 第4	<input type="checkbox"/> 年末年始
			終了	時	分		<input type="checkbox"/> 祝日	<input type="checkbox"/> その他	()			
漏水等修繕対応（可・否）												
<input type="checkbox"/> 受水槽・ポンプ <input type="checkbox"/> 屋内配管 <input type="checkbox"/> 屋外配管（掘削を伴う） <input type="checkbox"/> 蛇口等給水栓												
<input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> トイレ（ボールタップ等） その他 ()												
対応工事種別（新設・改造等）												
配水管からの分岐 ~ 水道メーター ~ 宅内給水装置（新設・改造）												

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）（公表：可・不可）

受講者名（公表対象外）	研修会名（自社内研修については内容記載）、実施団体	受講年月日

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行う技能を有する者の状況（公表：可・不可）

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事（施工する・施工しない）

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	※下記経験 (○・×を記入)	資格等の有無 (○・×を記入)		工事 年度
			保有している資格等	

※配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか。

※保有している資格等の証明書類の写しを添付してください。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

過去1年以内（ない場合は直近の状況）の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行う技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

過去1年以内（ない場合は直近の状況）の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行う技能を有する者の状況

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。